

福祉人材確保について

国指針について

「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」
(H19)

国、地方公共団体の役割

○国

- ・ 従事者の労働環境、定着状況等の実態把握
- ・ 福祉・介護制度等の制度設計・見直し、介護報酬等の設定
- ・ 労働政策と連携した効果的な人材確保の取組の推進

○都道府県

- ・ 雇用情勢を踏まえ、従事者の需給状況や就業状況の把握
- ・ 広域的な視点に立った市区町村単位では難しい人材確保の取組

○市町村

- ・ 都道府県の取組との連携
- ・ 福祉・介護サービスの意義や重要性についての啓発
- ・ 従事者に対する研修の実施や相談体制の整備
- ・ 経営者や関係団体等のネットワークの構築